The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	中国におけるトレード・シークレットの保護に関する研究 : 比較法の観点から
Author(s)	孫, 令華
Citation	大阪大学, 1997, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40100
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【4】

氏　　名	孫（そん）　令（れい）華（か）
博士の専攻分野の名称	博　士（国際公共政策）
学位記番号	第　13250　号
学位授与年月日	平成9年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 国際公共政策研究科比較公共政策専攻
学位論文名	**中国におけるトレード・シークレットの保護に関する研究 －比較法の観点から－**
論文審査委員	（主査） 教　授　江口　順一 （副査） 教　授　西村幸次郎　　助教授　床谷　文雄

論文内容の要旨

本論文は，比較法の観点から中国におけるトレード・シークレットの保護制度を研究したものである。

まず，本論文では，中国におけるトレード・シークレットの保護を比較法の観点から研究し，その問題点を指摘した。中国は1993年に国内外の要請により不正競争防止法を制定し，トレード・シークレットの保護制度を導入した。中国においてトレード・シークレットとは，秘密性，実用性及び秘密維持措置の三つの要件を満たした技術上または経営上の情報と定義している。トレード・シークレットに関する不正な行為としては，不正取得行為，義務違反行為及び悪意の第三者の行為の三つの類型が規定されている。トレード・シークレット侵害に対する制裁は，民事の他，行政的制裁も存在する。しかし，中国のトレード・シークレット保護制度は，差止請求権の欠如，不正行為の類型の不足，適用範囲が狭いことなど，さまざまな問題点または課題を抱えている。

それから，本論文では，日本，アメリカ，ドイツなどの先進諸国におけるトレード・シークレット保護制度をそれぞれ概観し，その上でそれらの国の制度と中国の制度を比較することによって中国が何を学べるかを検討した。日本の不正競争防止法は，不正取得行為，信義則違反行為など六つの行為類型をトレード・シークレット侵害行為として規定している。日本の制度はトレード・シークレット侵害行為に関する規定の仕方が周到・緻密で参考になる。アメリカでは，トレード・シークレットは主に州のコモン・ローによって保護されているが，統一トレード・シークレット法という統一州法典も存在している。その中で侵害についての救済方法は特色があって多くの示唆を与えてくれる。ドイツにおいては古くからトレード・シークレット侵害行為に関する刑事的規定が存在し，それは特色があって中国にとって参考になる。

さらに，本論文は特別法の制定，刑事罰の導入など，中国のトレード・シークレット保護制度の将来の方向をも指摘した。

論文審査の結果の要旨

本研究は，比較法の観点から中国におけるトレード・シークレット保護制度の現状を詳細に紹介すると共に，知的財産権の保護に関する国際的調和の要請を踏まえ，発展途上国としての中国におけるトレード・シークレット保護政

策の将来の方向についても提言するものである。いわゆる改革・開放政策の導入以降，中国においては内外からの強い要請によりトレード・シークレット保護制度の必要性が認識されるようになり，1993年にその保護に関する明確な規定を含む不正競争防止法（中華人民共和国反不正当競争法）が制定されるに至り，世界の注目を集めたが，現状においては尚，トレード・シークレットの有効な保護を図るためには制度の改善が当面の急務となっている。

本論文では，上記法律制定以前の中国における法律事情を紹介した後，現行不正競争防止法におけるトレード・シークレット保護制度の法的構造についてきわめて詳細に検討している。更に，最近におけるトレード・シークレット侵害事件に関する具体的な事例の精力的な調査・検討，日本法をはじめとする比較法的な研究を通じて，今後の中国法の在り方について，特別法の制定，不正行為類型の拡大，私的救済手段の改善，刑事規定の導入など，注目すべき提言を行っている。

以上のような本論文の内容は，この分野における我が国で最初の本格的かつ画期的な研究であり，比較制度的・実証的研究として我が国における経済法の研究水準の進展にも貢献するものであり，博士号を授与するに十分な水準に到達しているものと評価できる。